

保育所等において子ども・保育士等に新型コロナウイルス感染症が
発生した場合等の対応について（ガイドライン）

<第1版>

令和2年（2020年）12月

横須賀市こども育成部

～ はじめに ～

1. 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれる。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報として RNA をもつ RNA ウイルスの一種 (一本鎖 RNA ウイルス) で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っている。自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができる。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできるが、健康な皮膚には入り込むことができず、表面に付着するだけと言われている。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまう。ただし、物の種類によっては 24 時間～72 時間くらい感染する力をもつと言われている。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効であるし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効である。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいと言われているので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要である。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができる。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染経路について

一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。(世界保健機関 (WHO) は、一般に、5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛まつ (約 3,000 個) が飛ぶと報告している。)

「飛沫感染」とは : 感染者の飛沫 (くしゃみ、咳、つばなど) と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言う。

「接触感染」とは : 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言う。

世界保健機関 (WHO) は、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしている。

3. 濃厚接触者とは

濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された人と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている人を指す。

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、1. 距離の近さと、2. 時間の長さである。

必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離 (1 m 程度以内) で 15 分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられる。

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に接触のあった人々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断する。

なお、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なる。

そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況を聴き取って判断する。

濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってほしい。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した人と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い（健康観察）、不要不急の外出は控えてほしい。

また、速やかに感染者を把握する観点から濃厚接触者についても原則検査を行う方針としている。

なお、検査結果が陰性となった場合であっても、感染した人と接触した後14日間は不要不急の外出を控えるなど保健所の指示に従ってほしい。

目 次

1. ガイドラインの目的	1
2. 保護者等に対する事前の周知と協力の依頼	1
(1) 登園前の健康状態の確認	1
(2) 衛生管理	1
(3) 子どもまたは家族に感染が疑われる場合の報告	1
(4) 臨時休園等への備え	1
(5) 保育料や給食費等の取り扱い	1
(6) 人権への配慮について	2
3. 子ども・保育士等が感染した場合の対応	2
(1) 子ども・保育士等からの感染したことの連絡	2
(2) 休園と消毒の取り扱い	2
(3) 市への報告（感染者が発生したことの第一報）	3
(4) 休園の有無、休園期間、消毒時期等の決定	3
(5) 保護者等への情報提供及び依頼	3
(6) 感染した子ども等が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い	4
(7) 市への報告（保護者等へ情報提供等した内容）	4
(8) クラスター発生子予防のためのPCR検査等の一斉検査等の相談	5
(9) 感染した子ども等の保育料の減免に関する具体的な手続き	5
4. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応	5
(1) 子ども・保育士等からの感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡	5
(2) 開園の取り扱い	6
(3) 市への報告（感染者の濃厚接触者が確認されたことの第一報）	6
(4) 濃厚接触者に特定された子ども等が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い	6
(5) 濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が判明した場合の対応	6
(6) 濃厚接触者に特定された子どもの保育料の減免に関する具体的な手続き	7
(7) 例外的な取り扱いとして、濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合	8
【参考資料】	
通知文① コロナ発生（休園する場合）	9
通知文② コロナ発生（休園しない場合）	10
子ども・保育士等が感染した場合の対応（概要）	11
子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応（概要）	12

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、市内の保育所等（公立・私立の認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設）において、子ども・保育士等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合や子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合に、市内の保育所等が臨時休園措置の判断や保護者等に対する情報提供を行う際の参考となる考え方や内容などを示すことで、適切な対応を行えるようにすることを目的として、作成する。

なお、本ガイドラインにおける保育料や給食費等の取り扱いについては、認可外保育施設には適用されないため、各認可外保育施設の実情に応じて、個別の取り扱いを定めて差し支えないものとする。

2. 保護者等に対する事前の周知と協力の依頼

市及び保育所等は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、当該感染症が発生した場合等の対応を適切に行えるようにすることを目的として、あらかじめ保護者等に対して、次の事項を周知し、協力を依頼しておくこととする。

（1）登園前の健康状態の確認

登園前の検温を実施し、発熱・呼吸器症状がある場合は、保育所等に状況を報告し、保育所等への通園を休んでもらいたいこと。

（2）衛生管理

家庭での手洗い、うがいの徹底に加え、子ども・保護者等とも、保育所等の施設入退出時に手指の消毒を行ってもらいたいこと。

（3）子どもまたは家族に感染が疑われる場合の報告

ア 感染の疑いがある段階でも、早めに保育所等へ情報提供してもらうことで、保育所等が休園時等の具体的な対応を準備することができるため、症状や濃厚接触により感染が疑われる場合やPCR検査等を受診することになった場合は、検査結果を待つことなく、在籍する保育所等に早めに連絡してもらいたいこと。（保育所等は、休日など、園の休園中の連絡先を保護者等に周知しておくこととする）

イ 検査の受診状況などは重要な個人情報であるため、当人の意に反して保育所等が外部に漏らすことはないこと。

（4）臨時休園等への備え

ア 在籍する保育所等において感染が確認された場合は、原則として、臨時休園となること。

イ 臨時休園となった場合の緊急時の子どもの受け入れ（感染者と濃厚接触者は除く）については、市で確保できたとしても、安全性の確保等を考慮すると非常に限られた人数とならざるを得ないため、各保護者等での「いざという時」の預け先の確保等の備えをお願いしたいこと。

ウ 臨時休園の有無に関わらず、子どもが濃厚接触者となったときは、PCR検査等の結果が陰性となった場合であっても、感染者との最終接触日から2週間程度は登園を行うことができないため、各保護者等において、自宅等での養育をお願いしたいこと。

（5）保育料や給食費等の取り扱い

ア 臨時休園期間中の取り扱い

＊ 保育料については、日割りして減免されること。

＊ 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されないこと。

イ 感染した子ども及び感染者の濃厚接触者に特定された子どもについて、市の要請・同意、医療機関や保健所の指示により登園を行わないこととなる期間中の取り扱い

* 保育料については、日割りして減免されること。

* 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されないこと。

ウ 市の要請・同意、医療機関や保健所の指示によることなく、保護者等の判断により登園自粛した期間中の取り扱い

* 保育料及び給食費とも、日割りして減免されないこと。

(6) 人権への配慮について

誰もが感染者、濃厚接触者となる可能性があるため、感染した人やその家族、濃厚接触者、治療にあたっている医療スタッフとその家族への不当な差別、偏見、いじめ、SNS等による誹謗中傷などを行わないようお願いしたいこと。

3. 子ども・保育士等が感染した場合の対応

(1) 子ども・保育士等からの感染したことの連絡

保育所等は、保護者等から子ども（もしくは保育士等から自分）が、新型コロナウイルスに感染したこと、または、保健所から保育所等に通う子ども（もしくは保育所等に勤務する保育士等）が、新型コロナウイルスに感染したことの連絡を受ける。

【感染した子ども・保育士等について】

※ 感染した子ども・保育士等については、医療機関や保健所の指示に従い、症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまでの期間、登園や出勤等を行わないものとする。

※ 感染した子ども・保育士等は、入院や自宅療養等の具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うものとする。

※ 感染した子どもが、医療機関や保健所の指示に従い登園を行わない期間中の保育料や給食費等の取り扱いは、次のとおりとする。

* 保育料については、日割りして減免される。

* 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されない。

(2) 休園と消毒の取り扱い

保育所等は、原則として、休園とし、消毒等を行う。

ただし、感染した子ども・保育士等がしばらくの期間、登園や出勤等を行っていないため、他者への感染の可能性がないなどの理由により、休園の必要がない場合には、休園しないこととする。

(3) 市への報告（感染者が発生したことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課(電話 046-822-9004)]へ感染者が発生したこと、感染者の人数や属性（子ども・保育士等、年齢、性別）、この時点で判明している感染者の濃厚接触者の有無、濃厚接触者がいる場合の人数とPCR検査等の実施状況などの情報を報告する。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

- * 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

(4) 休園の有無、休園期間、消毒時期等の決定

保育所等は、子ども・保育士等の登園や出勤等の状況、活動場所の範囲、他者との接触の状況などを踏まえ、保健所等からの指導・助言（感染が判明した当日及びその日以降の保育等における感染防止対策の留意点などを含む）により、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期（消毒は、必要に応じて保健所の指導・助言を受けて、保育所等が行う）などを決定する。

なお、保育所等が休園等の判断に迷う場合は、幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）と協議するものとする。

(5) 保護者等への情報提供及び依頼

保育所等は、感染者の個人情報に十分配慮した上で、保護者等に対し、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により、以下の情報提供及び依頼を行う。

なお、保育所等が以下の情報提供及び依頼を行うにあたっては、個人情報に配慮する観点から、情報提供を行う前に、感染した子どもの保護者等や保育士等に対し、通知文①または通知文②の文案を示すなどの方法により、その内容について十分に説明しておくこととする。

[休園する場合に情報提供すべき内容] **（参考例：P9 通知文①）**

- ア 保育所等において感染症の発生が判明したこと
- イ 休園すること
- ウ この時点での休園予定期間（再開予定日）
 - * その後のPCR検査等の実施により新たな感染が判明したときは、当初の予定より休園期間が延長される場合もある。
- エ 感染症の発生が判明した日（保護者等への情報提供日）当日の「できるだけ早い時間での保護者等による子どものお迎えへの協力」の依頼
 - * 保護者等にできるだけ早くお迎えに来てもらうことで、子どもへの感染拡大のリスクを低下させるとともに、消毒作業等の感染拡大防止対策を早期に行えるようにする。

- * やむを得ず、保護者等によるお迎えが通常の時間になってしまう場合には、保育所等において適切な感染防止対策を実施したうえで、保護者等が迎えに来るまでの間、保育等を行う。
- オ 休園期間中の健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - * 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
- カ 休園期間中の保育料や給食費等の取り扱い
 - * 休園期間中の保育料については、日割りして減免されること。
 - * 休園期間中の給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されないこと。

[休園しない場合に情報提供すべき内容] (参考例：P10 通知文②)

- ア 保育所等において感染症の発生が判明したこと
- イ 休園しないこと
- ウ 休園を必要としない理由
- エ 健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - * 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
- オ 保護者等の判断による登園自粛
 - * 保護者等の判断により、登園を自粛してもらっても、差し支えないこと。
- カ 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料や給食費等の取り扱い
 - * 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費については、日割りして減免しないこと。

(6) 感染した子ども等が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、感染した子ども及び感染者の濃厚接触者に特定された子どもについて、医療機関や保健所の指示により登園を行わないこととなる期間が2週間程度とされていることを踏まえ、当該子どもの保護者等に対して、当該登園を行わない期間中の保育料や給食費等に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、通知文①または通知文②の内容に追記する、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

- * 保育料については、日割りして減免されること。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されないこと。

(7) 市への報告（保護者等へ情報提供等した内容）

保育所等は、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期、保護者等へ情報提供及び依頼した内容、保健所の調査により感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等の人数とPCR検査等の実施状況などの情報について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課(電話 046-822-9004)]へ報告する。

(8) クラスタ発生予防のためのPCR検査等の一斉検査等の相談

保育所等は、臨時休園に伴い、子ども（感染した子ども及び濃厚接触者となった子どもを除く）の保護者等から感染の不安の解消等のため、PCR検査等の実施の希望が相当程度あった場合には、その希望の状況を幼保児童施設課（電話 046-822-8224）[公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課(電話 046-822-9004)]に報告し、対応について相談するものとする。

幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）は、クラスタ発生予防のための検査という観点から、当該子どもに対するPCR検査等の一斉検査の実施について、保健所と協議するものとする。

(9) 感染した子ども等の保育料の減免に関する具体的な手続き

保育所等は、休園期間中及び感染した子どもや感染者の濃厚接触者に特定された子どもが医療機関や保健所の指示により登園を行わないこととなる期間中の保育料の減免に関する具体的な手続きについて、後日、保育課と協議する。

4. 子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応

(1) 子ども・保育士等からの感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡

保育所等は、保護者等から子ども（もしくは保育士等から自分）が、感染者の濃厚接触者に特定されたことの連絡を受け、PCR検査等の実施状況、感染の有無の判明する時期などの情報について、聞き取りをする。

なお、子どもや保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、保健所から保育所等に対してその情報を連絡することは基本的にはないが、感染拡大のリスクの状況に応じては、連絡する場合もある。

【感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等について】

- ※ 感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等については、医療機関や保健所の指示に従い、PCR検査等により感染していないことが明らかになるまでの期間及びその後の経過観察期間、登園や出勤等を行わないものとする。
- ※ 感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等は、自宅での健康観察などの具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従うものとする。
- ※ 感染者の濃厚接触者に特定された子どもが、医療機関や保健所の指示に従い登園を行わない期間中の保育料や給食費等の取り扱いは、次のとおりとする。
 - * 保育料については、日割りして減免される。
 - * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されない。

(2) 開園の取り扱い

保育所等は、原則として、休園しない。

(3) 市への報告（感染者の濃厚接触者が確認されたことの第一報）

保育所等は、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）〔公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）〕に対して、感染者の濃厚接触者が確認されたこと、感染者の濃厚接触者の人数や属性（子ども・保育士等、年齢、性別）、PCR検査等の実施状況、感染の有無が判明する時期などの情報を報告する。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

- * 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

(4) 濃厚接触者に特定された子ども等が登園を行わない期間中の保育料等の取り扱い

保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子どもについて、医療機関や保健所の指示により登園を行わないこととなる期間が2週間程度とされていることを踏まえ、当該子どもの保護者等に対して、当該登園を行わない期間中の保育料や給食費等に関する次の取り扱いを伝えることとする。

なお、当該取り扱いの伝え方については、平常時からあらかじめ周知しておく、該当者のみに個別に周知するなど、各保育所等の状況に応じた実施しやすい方法で行うものとする。

- * 保育料については、日割りして減免されること。
- * 給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されないこと。

(5) 濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が判明した場合の対応

保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等のPCR検査等の結果が判明した場合、次の対応を行う。

また、その検査等の結果及び保護者等に対して情報提供した内容について、幼保児童施設課（電話 046-822-8224）〔公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課（電話 046-822-9004）〕へ報告する。

[平日夜間、土日祝日の緊急連絡先]

- * 平日夜間、土日祝日において、幼保児童施設課（または保育課）と緊急に連絡を取る必要がある場合は、横須賀市役所 当直室に電話し、「新型コロナウイルス感染症に関して、至急、幼保児童施設課（または保育課）の職員と連絡を取りたいので、000-0000-0000（保育所等の職員の連絡先）に折り返し、電話をもらいたい」と伝えること。当直室から担当職員に連絡が入り、担当職員から保育所等の職員の連絡先に、折り返しの電話をすることとなる。

[陽性の場合（感染していた場合）]

- * <子ども・保育士等が感染した場合の対応>の手順に従い、検査の結果、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期などを決定し、感染者の個人情報に十分配慮した上で、保護者等に対し、その内容を書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により情報提供する。 **（参考例：P9 通知文① または P10 通知文②）**

なお、保育所等が休園等の判断に迷う場合は、幼保児童施設課（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）と協議するものとする。

[陰性の場合（感染していなかった場合）]

- * 保育所等において感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等に対して情報提供していなかった場合は、保護者等に対して、検査の結果等の情報提供を行う必要はない。
- * 保育所等において感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等に対して情報提供していた場合であって、保育所等が必要と判断した場合は、保護者等に対し、検査の結果等について、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により情報提供する。

(6) 濃厚接触者に特定された子どもの保育料の減免に関する具体的な手続き

保育所等は、感染者の濃厚接触者に特定された子どもが、医療機関や保健所の指示により登園を行わないこととなった期間中の保育料の減免に関する具体的な手続きについて、後日、保育課と協議する。

(7) 例外的な取り扱いとして、濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合

～ 例外的な取り扱いとして、感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等へ情報提供する場合 ～

- 保育所等が、感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等の登園や出勤等の状況、活動場所の範囲、他者との接触の状況などを踏まえ、今後の保育所等の対応に関する保健所等からの助言等（保育所等が必要に応じて求めるものとする）も参考として、感染のリスクを軽減するため必要と判断した場合には、感染者の濃厚接触者に特定された子どもの保護者等や保育士等の同意を必ず得ることを条件として、感染者の濃厚接触者の個人情報に十分配慮したうえで、保護者等に対し、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により、以下の情報提供等を行うことも可能とする。
 - ア 保育所等において感染症の濃厚接触者が確認されたこと。
 - イ 休園しない理由
 - ウ 健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - * 症状が出たら、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼
 - エ 保護者等の判断により、登園を自粛してもらっても差し支えないこと。
 - * この情報提供日当日において、できるだけ早い時間での保護者等による子どものお迎えをしてもらっても差し支えないことを含む
 - オ 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費については、日割りして減免されないこと。
- ※ 次の内容及びその他保育所等が必要と考える内容の情報提供については、保育所等の実情に応じて、適宜判断するものとする。
 - * 濃厚接触者の感染の有無について、検査の結果をすみやかに知らせること
 - * 検査の結果により、濃厚接触者の感染が確認された場合には、別途、園としての対応を知らせること。
- 保育所等が、上記に示す方法により、保育所等において感染者の濃厚接触者が確認されたことを保護者等に対して情報提供した場合には、その内容を幼保児童施設課（電話 046-822-8224）〔(公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課(電話 046-822-9004))〕（公立認可保育所及び家庭的保育事業所については、保育課）へ報告する。

令和2年（2020年） 月 日

保護者の皆様

〇〇園長

臨時休園のお願い

月 日に新型コロナウイルス感染症の発生が判明しましたので、臨時休園についてお知らせします。

感染拡大防止のため

月 日～ 月 日 臨時休園します。

月 日より再開します。

- 本日は、園での必要な感染拡大防止対策を早期に行うことができるよう、できるだけ早い時間でのお迎えにご協力をお願いします。
- その後のPCR検査等の実施により新たな感染が判明したときは、当初の予定より休園期間が延長される場合もあります。
- 園児・保護者の皆様は、休園期間中の健康観察（検温）を行い、症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合は、主治医などに相談し、必要時に 帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってください。
- 休園期間中の保育料については、日割りして減免されます。
- なお、休園期間中の給食費については、食材料費を計画的に購入しており、月額徴収を基本としているため、日割りして減免されません。

令和2年（2020年） 月 日

保護者の皆様

〇〇園長

今後の園の開園について

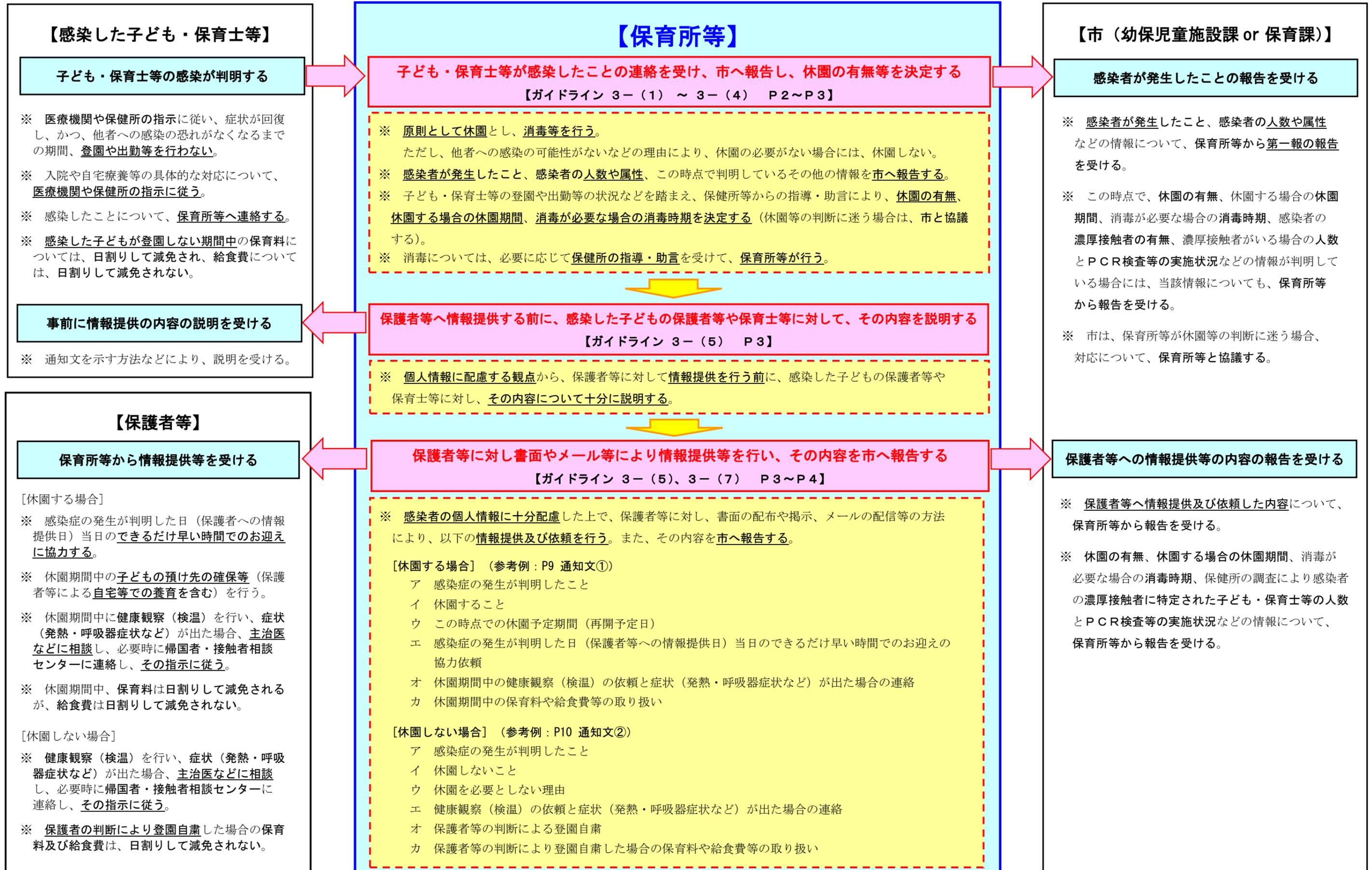
月 日に新型コロナウイルス感染症が発生しましたが、
休園は行わず、通常どおりの開園とします。

【休園しない理由】

〇〇〇〇により、休園する必要がないため。

- 園児・保護者の皆様は、引き続き、健康観察（検温）を行い、症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合は、主治医などに相談し、必要時に 帰国者・接触者相談センター（電話 046-822-4308）に連絡し、その指示に従ってください。
- なお、保護者の皆様のご判断により、登園を自粛していただいても、差し支えありません（本日、早い時間にお迎えに来ていただいても差し支えありません）。
ただし、保護者の皆様のご判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費については、日割りして減免されませんので、あらかじめご承知おきください。

子ども・保育士等が 感染した場合 の対応（概要）



【感染した子ども・保育士等】

子ども・保育士等の感染が判明する

- ※ 医療機関や保健所の指示に従い、症状が回復し、かつ、他者への感染の恐れがなくなるまでの期間、登園や出勤等を行わない。
- ※ 入院や自宅療養等の具体的な対応について、医療機関や保健所の指示に従う。
- ※ 感染したことについて、保育所等へ連絡する。
- ※ 感染した子どもが登園しない期間中の保育料については、日割りして減免され、給食費については、日割りして減免されない。

事前に情報提供の内容の説明を受ける

- ※ 通知文を示す方法などにより、説明を受ける。

【保護者等】

保育所等から情報提供等を受ける

- [休園する場合]
- ※ 感染症の発生が判明した日（保護者への情報提供日）当日のできるだけ早い時間でのお迎えに協力する。
 - ※ 休園期間中の子どもの預け先の確保等（保護者等による自宅等での養育を含む）を行う。
 - ※ 休園期間中に健康観察（検温）を行い、症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従う。
 - ※ 休園期間中、保育料は日割りして減免されるが、給食費は日割りして減免されない。
- [休園しない場合]
- ※ 健康観察（検温）を行い、症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合、主治医などに相談し、必要時に帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従う。
 - ※ 保護者の判断により登園自粛した場合の保育料及び給食費は、日割りして減免されない。

【保育所等】

子ども・保育士等が感染したことの連絡を受け、市へ報告し、休園の有無等を決定する 【ガイドライン 3-(1) ~ 3-(4) P2~P3】

- ※ 原則として休園とし、消毒等を行う。
ただし、他者への感染の可能性がないなどの理由により、休園の必要がない場合には、休園しない。
- ※ 感染者が発生したこと、感染者の人数や属性、この時点で判明しているその他の情報を市へ報告する。
- ※ 子ども・保育士等の登園や出勤等の状況などを踏まえ、保健所等からの指導・助言により、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期を決定する（休園等の判断に迷う場合は、市と協議する）。
- ※ 消毒については、必要に応じて保健所の指導・助言を受けて、保育所等が行う。

保護者等へ情報提供する前に、感染した子どもの保護者等や保育士等に対して、その内容を説明する 【ガイドライン 3-(5) P3】

- ※ 個人情報に配慮する観点から、保護者等に対して情報提供を行う前に、感染した子どもの保護者等や保育士等に対し、その内容について十分に説明する。

保護者等に対し書面やメール等により情報提供等を行い、その内容を市へ報告する 【ガイドライン 3-(5)、3-(7) P3~P4】

- ※ 感染者の個人情報に十分配慮した上で、保護者等に対し、書面の配布や掲示、メールの配信等の方法により、以下の情報提供及び依頼を行う。また、その内容を市へ報告する。
- [休園する場合]（参考例：P9 通知文①）
- ア 感染症の発生が判明したこと
 - イ 休園すること
 - ウ この時点での休園予定期間（再開予定日）
 - エ 感染症の発生が判明した日（保護者等への情報提供日）当日のできるだけ早い時間でのお迎えの協力依頼
 - オ 休園期間中の健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - カ 休園期間中の保育料や給食費等の取り扱い
- [休園しない場合]（参考例：P10 通知文②）
- ア 感染症の発生が判明したこと
 - イ 休園しないこと
 - ウ 休園を必要としない理由
 - エ 健康観察（検温）の依頼と症状（発熱・呼吸器症状など）が出た場合の連絡
 - オ 保護者等の判断による登園自粛
 - カ 保護者等の判断により登園自粛した場合の保育料や給食費等の取り扱い

【市（幼保児童施設課 or 保育課）】

感染者が発生したことの報告を受ける

- ※ 感染者が発生したこと、感染者の人数や属性などの情報について、保育所等から第一報の報告を受ける。
- ※ この時点で、休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期、感染者の濃厚接触者の有無、濃厚接触者がいる場合の人数とPCR検査等の実施状況などの情報が判明している場合には、当該情報についても、保育所等から報告を受ける。
- ※ 市は、保育所等が休園等の判断に迷う場合、対応について、保育所等と協議する。

保護者等への情報提供等の内容の報告を受ける

- ※ 保護者等へ情報提供及び依頼した内容について、保育所等から報告を受ける。
- ※ 休園の有無、休園する場合の休園期間、消毒が必要な場合の消毒時期、保健所の調査により感染者の濃厚接触者に特定された子ども・保育士等の人数とPCR検査等の実施状況などの情報について、保育所等から報告を受ける。

子ども・保育士等が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応（概要）

